令和3年4月診療分から

すべての小・中学生の医療費を無料化します！

助成をうけるには…

- 大洲市に住所があること
- 中学校を卒業する年の3月31日まで
- 健康保険に加入していること
- 子ども医療費受給資格証の交付を受けていること

こんなふうに変わります！

	未就学児		第３子以降 小中学生		第１子・第２子 小中学生		
改正前 R1.6～	入院	通院	入院	通院	入院	通院	
	○	○	○	○	○	歯科	○（全額）
						歯科以外	1ヶ月あたりの自己負担額が3,000円を超えた額

	未就学児		小中学生	
改正後 R3.4～	入院	通院	入院	通院
	○	○	○	○

＊すべての小中学生が該当になるため、
第３子以降と第１・２子の区別はなくなります

＊未就学児には、有効期限を延長した受給資格証を交付します

お問い合わせ先

制度の詳しい内容は、大洲市のホームページをご覧になるか下記までお問い合わせください。

大洲市役所　保険年金課　☎０８９３－２４－１７１３
長浜支所　地域振興課　☎０８９３－５２－１１１３
肱川支所　地域振興課　☎０８９３－３４－２３１１
河辺支所　地域振興課　☎０８９３－３９－２１１１

大洲市　子ども医療費

ウラ面もご覧ください➡

受給資格証の使い方

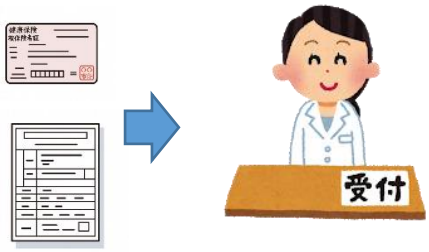

健康保険証と受給資格証を医療機関等の窓口に提示します。

＊入院・通院（調剤含む）時の医療費の支払いが不要になります。

＊自費診療分や入院時の食事代などは助成の対象となりません。

ただし、県外での受診や治療用装具を作成した時などは、受給資格証が使えません。
健康保険証のみを医療機関等に提示し、いったん医療費をお支払いください。
必ず領収書を保管して、後日、大洲市へ払い戻しのお手続きをしてください。

医療費払い戻しのお手続き

医療費を支払った場合は、大洲市へ払い戻しのお手続きができます。必要なものをそろえて、診療月の翌月以降に市役所保険年金課または各支所の窓口へお越しください。

請求期限は診療月の翌月 1 日から 2 年間です。

たとえば・・・
〇県外での受診
〇第 1 子・第 2 子の小中学生で、令和元年 6 月～令和 3 年 3 月に受診した歯科診療費及び歯科以外の通院医療費（3,000 円を超えた分）
〇受給資格証交付前の受診
〇治療用装具を作成したとき　など

必要なもの	確認事項
子ども医療費請求書	市役所・各支所の窓口または大洲市のホームページでダウンロード可能
医療機関等の領収書（原本）	子どもの氏名と診療明細(点数)が記載されたもの
子ども医療費受給資格証	水色
子どもの健康保険証	
認め印	朱肉を使うもの
受給資格者の振込先がわかるもの	通帳またはキャッシュカード
限度額適用認定証	持っている方のみ
意見書	※治療用装具を作成した場合。 詳しくはオモテ面のお問い合わせ先へ。
給付決定通知書	

注意事項

〇その他の医療費助成制度（ひとり親家庭等）や生活保護の受給者は対象にならない場合があります。
〇学校等の管理下でのケガや病気の場合は、受給資格証を使用しないでください。
〇交通事故など第三者による傷病は助成の対象にならない場合があります。受給資格証を使用した場合は、ご連絡ください。
〇入院などであらかじめ医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証」の申請・交付にご協力ください。申請の方法は、加入している保険者（全国健康保険協会等）へお問い合わせください。